

## 年金

### 学生納付特例制度 について

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入する制度で、学生も例外ではありません。しかし、学生の多くは収入がなく、自分で保険料を納めることは困難と思われます。

そこで、その経済的な負担を考慮して、学生向けの特例制度が設けられました。それが、「学生納付特例制度」です。

この制度を利用できるのは、20歳以上で次の条件を満たす方です。

#### 条件

- ①大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、その他教育施設の一部に在学する学生  
（なお、対象となる学校は、個別に定められています。）
- ②本人の前年所得が68万円以下

#### 申請方法

平成15年度の在学が確認できるもの（有効期限の確認で

きる学生証、15年度発行の在学証明書又は15年度の支払いをした授業料領収書のいずれか）と、代理の場合は認印を持参の上、役場町民課年金係にお越しください。

申請が、社会保険事務所で承認されると、

- ①承認期間は、保険料納付が猶予されます。
- ②承認期間は、年齢や障害などの年金受給資格期間に参入されます。
- ③承認期間は、年金受給額の計算には反映されません。
- ④承認期間は、10年以内に保険料を納めて、年金額を増やすことができます。

なお、承認期間は申請した前月分から、その年度末までのため、翌年度も継続を希望の場合は、再度、手続が必要です。ご注意ください。

また、承認が申請した前月分からとなるため、届出が遅れると承認されない期間が生じます。一年間の承認を希望する場合は、必ず、5月末までに申請の手続をお願いします。

#### 問い合わせ

役場町民課年金係

☎985-4106

## 介護

### 65歳以上の皆さんへ 介護保険料特別徴収の 仮徴収について

第1号被保険者の保険料は、住民税の課税状況などに応じて5段階に設定されていますが、課税の基礎となる前年の所得は、通常6月以降でなければ確定しません。

このため、保険料の段階が確定するまでの間、年金からの特別徴収の方については仮徴収を行うこととなります。

仮徴収の金額は、平成14年度の最後（2月の保険料額）と同額で、4・6・8月の年金で納めていただきます。

普通徴収の方は、国民健康保険税と同じように7月から3月までの9期で納めていただきます。

#### 問い合わせ

役場介護保険課保険料係

☎985-4115

## 防災一〇メモ



### 大災害は 必ず発生する

大地震、台風、大洪水など、災害はいつ発生するか分かりません。科学はめざましい発展を上げていますが、残念ながら大災害がいつ発生するのか、正確に予想するのは困難です。

しかし、一つだけ分かっていることがあります。それは「いつ発生するかは予想できないが、大災害は必ず発生する」ということです。私たちが生きている間には発生しないかもしれませんが、明日、発生するかも知れません。

しれないのです。大地震の発生を想像したことがありますか？

ある防災関連企業が全国の防災意識を調査したところ、愛媛県は全国でも低レベルだそうです。今後、このコーナーでは、防災に関するいろいろな情報を毎月掲載していく予定です。

必ず発生するといわれている大災害に対して、皆さん一人ひとりが、防災への関心を高めていただきたいと思えます。

〈消防署〉